

		厚生常任委員会
平成21年12月 4 日受理		請 第 34 号
件 名	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出を求める請願	
紹 介 議 員		
前 川 收 守 田 憲 史		
<p>(要 旨)</p> <p>改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を国会及び政府に提出されるよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。 3 個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸付をさらに充実させること。 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。 <p>(理 由)</p> <p>2006年12月、深刻化する多重債務問題の解決のため、上限金利の引き下げ、過剰貸し付けの禁止（総量規制）などを含む改正貸金業法が成立した。</p> <p>同法が完全施行される時期は2009年12月から2010年6月までとされているが、改正法には完全施行前の見直し条項が規定されている。</p> <p>政府も多重債務対策本部を設置し、同本部は、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティーネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、現在では多くの自治体も多重債務問題に取り組み、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、多重債務対策は、確実に成果を上げつつある。</p> <p>改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、多重債務問題は、さらに改善されることになる。</p> <p>他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。</p> <p>改正貸金業法の完全施行の先延ばし等は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティーネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。</p> <p>そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であるということを踏まえ、国に対し多重債務問題解決のための施策を求める意見書を国会及び政府に対し提出されるよう求める。</p>		